

～平成30年名瀬労基署管内の労働災害の発生状況～

平成30年に名瀬労働基準監督署管内で発生した休業4日以上
の労働災害は、前年に比べて20人多い96人でした。()は前年比

*主な業種ごとの人数は次のとおりです。

- ・建設業 30人(+8人) ・病院・社会福祉施設 17人(+1人)
- ・製造業 8人(-2人) ・農林業 8人(+1人) ・商業 8人(+2人)
- ・運輸交通業 5人(+4人) ・畜産水産業 5人(+3人)
- ・飲食店等 5人(+3人) ・貨物取扱業 3人(±0人)

*事故の型別で見ると次のとおりです。

- ・転倒 23人 ・墜落・転落 27人 ・はさまれ等 12人
- ・切れ等 7人 ・腰痛等 5人

高所作業が多い建設業においては、墜落災害が半数を占めており、
他の業種においては、転倒災害が目立つ。高齢の労働者も増加している
ため、作業面や通路面の段差や窪みの解消をお願いします。

死亡災害が2件発生

66歳の男性

ハーベスタの運転中、小段に乗り上げたためハーベスタが転倒し、
周囲で作業をしていた被災者が下敷きになった。

53歳男性

倉庫のスレート屋根の破損部分をビニールシートで覆う作業
を行っていたところ、スレート屋根を踏み抜き約5.5メートル
下のコンクリート床に墜落した。

スレート屋根上で作業する場合は、確実に幅30cm以上の歩み板
を使用しましょう。また、重機で作業する場合は、周囲を確認しま
しょう。そして、誘導者の配置も忘れないように！

新元号「令和」の時代が幕開けしました。長時間労働の解消に向け
て、私たちの働き方も、新時代に合わせて見直しましょう。

名瀬労働基準監督署では、改正労働基準法の内容等について、個別
に訪問して(立入調査・指導ではありません)説明しています。各種
関係様式の説明もいたします。

また、各団体の定例会や会議等の場で、出張して説明することも可
能ですので、気軽にご連絡下さい。

電話 0997-52-0574

労災かくしは犯罪です。

労災事故が発生した場合は、所轄の労働基準監督署に「労働者
死傷病報告」を届ける必要があります。健康保険は使えません。

働き方・休み方改善ポータルサイト

～効率的に働いてしっかり休むために～
企業の皆様が自社の社員の働き方・休み方の改善に是非ご活用くださ
い。

(<http://work-holiday.mhlw.go.jp/>)

労基署

だより

第143号

R1.5.8

名瀬労働基準監督署
TEL 0997-52-0574
FAX 0997-52-6869

鹿児島労働局HP
(<https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/>)

鹿児島県の最低賃金
1時間 761円

労働条件相談ほっとライン
長時間労働や賃金不
払残業などのご相談
を夜間・土日に無料
でお受けします。
0120-811-610

働く人のメンタルヘルス
ポータルサイト「こころ
の耳」
(<https://kokoro.mhlw.go.jp/>)

労働基準関係法令
各種様式集
(https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/hourei_youshikishu.html)